

# ウィークリースタンス実施要領

筑後市

## 1. 目的

令和 6 年 4 月から時間外労働の上限規制が適用され、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務となっています。

筑後市では、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、全ての工事及び業務において、より一層の働きやすい環境の創出と品質向上に努めることを目的とし、本取組を実施します。

## 2. 対象

筑後市発注の全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

## 3. 取組内容

休日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組みを設定し、労働環境の改善を行う。  
なお、受注者によって、勤務時間等が異なることから、柔軟性をもった取組みとする。

<依頼日・時間及び期限に関すること>

(1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

例：休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない

<会議・打合せに関すること>

(2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

例：16 時以降を開始時間としない

(3) 打合せは Web 会議等の活用を努める。

<業務時間外の連絡に関すること>

(4) 業務時間外の連絡を行わない。（メール等を含む）

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

## 4. 実施方法

着手時の打合せにおいて取り決めを行い、設定した取り決めについては打合せ記録簿に記載し、受発注者間で共有する。

なお、実施中においても緊急事態が生じた場合は、取り決めの例外とすることができる。

## 5. 適用年月日

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用する。

なお、令和 7 年 4 月 1 日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

## 附 則

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。